

地震防災対策特別措置法の概要(公立学校関係)

公立学校施設の耐震化事業に係る国庫補助率の嵩上げ

<平成20年6月の改正内容>

(幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部)

Is値0.3未満の補強(改正前: 1 / 2 **改正後: 2 / 3**)

Is値0.3未満の改築(改正前: 1 / 3 **改正後: 1 / 2**)

改築は、コンクリート強度等の問題により、やむを得ず行うものに限る。

Is値0.3以上の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の補強は法律制定時より1 / 2。

公立学校施設の耐震診断の実施と結果の公表

耐震診断の実施を地方公共団体に義務付け

<対象となる学校種>

当該地方公共団体が設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部

耐震診断の結果の公表も地方公共団体に義務付け(各建物ごと)

国庫補助率の嵩上げ規定の期限

現行法の国庫補助率の嵩上げ規定は、**平成27年度末まで**

<これまでの延長の経緯>

平成7年6月 議員立法により制定

平成13年3月 **議員立法により国庫補助率嵩上げ規定の延長**

平成18年3月 **議員立法により国庫補助率嵩上げ規定の延長**

平成23年3月 **議員立法により国庫補助率嵩上げ規定の延長**